

(証券コード：9008)

平成26年6月5日

株 主 各 位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1
(登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目1番24号)

京王電鉄株式会社

代表取締役社長 永田 正

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネット等による議決権の行使の場合】

3ページ記載の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日） 午前10時
(受付は午前9時から開始いたします。)
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第93期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 第93期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類の会計監査人および監査役会監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役18名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
 2. 会場には、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 3. 当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。
 4. 第1会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
 5. 会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、当社ホームページ（<http://www.keio.co.jp/>）に掲載している連結注記表および個別注記表となります。なお、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には添付していません。
 6. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.keio.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでも議決権を行使することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力下さい。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月26日(木曜日)午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (5) インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3. インターネットによる議決権行使のためのシステム環境

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。

4. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問合せ下さいませますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

なお、其他のご照会につきましては、☎0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)の三井住友信託銀行 証券代行部あてにご連絡下さい。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に同社に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

添付書類

事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、景気対策や金融政策の効果などを背景に、円安や株高が進行し、雇用状況や企業収益が改善するなど緩やかな回復基調となり、個人消費は消費税率引上げ前の駆け込み需要を含め、持ち直しの動きがみられました。一方、原油や原材料価格の上昇などコスト増加が懸念される状況も生じております。

このような情勢のもとで、当社グループは、平成22年度を初年度とする「京王グループ中期5カ年経営計画」に基づき、公共輸送機関として欠かすことのできない安全性の向上や沿線の活性化を推進し、各セグメントにおいて「コスト構造の転換」と「財務体質の強化」を重視した着実な事業活動を展開するとともに、「成長へのチャレンジ」にも取り組んでまいりました。その結果、営業収益は4,079億8千5百万円（前期比2.8%増）、営業利益は330億7千3百万円（前期比18.0%増）、経常利益は302億4千4百万円（前期比23.3%増）、連結当期純利益は、161億9千7百万円（前期比9.8%増）となりました。

なお、京王の電車・バスが開業100周年を迎えたことを記念して、これまでの感謝の気持ちを込めた記念施策を実施いたしました。

次に、各セグメント別にご報告いたします。

(1) 運輸業

鉄道事業では、調布駅付近連続立体交差事業について、国領駅および布田駅の駅舎本設工事が完了したほか、地下化にともない使用されなくなった地上の鉄道施設の撤去を進めました。京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業については、都市計画事業認可がなされたほか、事業主体である東京都とともに事業実施に向けた手続きを進めました。構造物の耐震性向上については、盛土区間を対象とした耐震補強に着手したほか、引き続き高架橋柱や京王線多摩川橋梁の耐震補強を進めました。ホームドアについては、新宿駅1番線と2番線での使用を開始したことにより、昨年度使用を開始した3番線とあわせ、京王線新宿駅への整備が完了しました。サービス向上策については、「お客さま案内ディスプレイ」の全駅への設置が完了したほか、井の頭線車両の約半数にあたる14編成に設置した車両ビジョンを活用し、ニュースなどの情報番組の放映を本格的に開始するなど、お客様の利便性向上に資する設備の充実をはかりました。営業面では、「高尾山の冬そばキャンペーン」の実施やイメ

ージキャラクター「プラットガール」による広告の展開などにより、お客様の誘致に努めました。このほか、京王の電車・バスが開業100周年を迎えたことを記念して、「子育てファミリーを中心に楽しみいただける施設」をコンセプトとした、新しい「京王れーるランド」を開業しました。

バス事業では、路線バスにおいて、八幡山駅と小田急線経堂駅を結ぶ共同運行路線を新設しました。また、車内への公衆無線LANサービスの導入を引き続き進め、利便性の向上をはかりました。高速バスにおいては、南大沢駅・立川駅を起点とする飯田線（南大沢・立川～飯田）を新設したほか、松本線（新宿～松本）や富士五湖線（新宿～富士五湖）で増便を行い、利用機会の拡大に努めました。タクシー業では、妊産婦・乳児連れのお客様向けタクシー送迎サービス「はびママサポートタクシー」を導入しました。

運輸業全体の営業収益は、鉄道事業において、雇用情勢の改善や消費税率引上げ前の定期券等の駆け込み購入による旅客運輸収入の増などにより1,266億円（前期比1.0%増）、営業利益は鉄道事業における固定資産除却費の減少などにより116億9千万円（前期比32.1%増）となりました。

(2) 流 通 業

百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において、開店50周年である平成26年度に向け「新・日常生活へ」をテーマとする全館改装を進めており、当期においては、3階および4階の婦人服フロアをリニューアルいたしました。

ストア業では、生鮮コンビニエンスストア「京王ストアエクスプレス」堀之内店をオープンいたしました。

ショッピングセンター事業では、本年4月、吉祥寺駅に約7割をエリア初出店となる店舗で構成した「キラリナ京王吉祥寺」をオープンいたしました。

生活雑貨関連用品の販売業では、流行の化粧品や文房具などを取りそろえた雑貨店「アートマン アートマン」を「キラリナ京王吉祥寺」内にオープンいたしました。

このほか、有名菓子店が月替わりで出店する「スイーツモード」を「京王八王子ショッピングセンター」内にオープンいたしました。

また、「京王パスポートカード」については、オリジナルカード「京王パスポートキラリナカード」を新たに発行し、新規会員の獲得に努めました。

流通業全体の営業収益は、百貨店業およびストア業で消費税率引上げ前の駆け込み需要を確実に取り込んだことなどにより1,632億3千9百万円（前期比1.1%増）、営業利益は、商業施設竣工にとまなう不動産取得税の増などにより、49億8千万円（前期比6.5%減）となりました。

(3) 不動産業

不動産賃貸業では、池ノ上駅改札階に直結し、住宅とワークスペースを組み合わせたスタイルの集合住宅「IKENOUE04」や、シングルからファミリーまで、さまざまな居室タイプを備えた「アコルト氷川台」が完成し、賃貸を開始するなど、引き続き賃貸資産の拡充に努めました。

不動産販売業では、調布多摩川および八王子みなみ野シティで新築戸建住宅「京王四季の街」を販売したほか、リノベーションを行った集合住宅「リノア相模原」などを販売しました。

不動産業全体の営業収益は、不動産販売業で販売戸数が増加したことなどにより353億7千5百万円（前期比11.9%増）、営業利益は102億5千1百万円（前期比10.4%増）となりました。

(4) レジャー・サービス業

ホテル業では、「京王プラザホテル（新宿）」において、ビジネス等で訪れる外国人客の満足度を高めることなどを目的として、南館28階から33階の客室および34階のクラブラウンジを改装のうえ、家具やアメニティ等を一新し、「プラザリュクス」、「リュクスラウンジ」としてリニューアルいたしました。また、お客様の利便性向上のため、「京王プラザホテル（新宿）」、「京王プラザホテル八王子」、「京王プラザホテル多摩」の全客室に無線LANを導入したことにより、昨年度導入した「京王プラザホテル札幌」とあわせ、京王プラザホテルチェーン全客室での利用が可能となりました。「京王プレッソイン」については、新宿の全館改装を実施したほか、港区赤坂において新店舗の建設に着手しました。

広告代理業では、京王線新宿駅と井の頭線吉祥寺駅に、大型液晶ディスプレイを新たに設置し、デジタルサイネージ（電子看板）を活用した広告を展開しました。

このほか、千歳烏山駅に来店型保険ショップ「京王ほけん倶楽部」、東京メトロ永田町駅構内にフランチャイズ店「カレーショップC&C」がそれぞれオープンいたしました。

また、高尾山口駅前において、日帰り温浴施設の建設を目的とした、温泉掘削工事を引き続き進めました。

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業で外国人個人客の取込み等による客室単価増などにより678億8千2百万円（前期比3.4%増）、営業利益は47億6千3百万円（前期比16.9%増）となりました。

(5) その他業

ビル総合管理業では、キューピー株式会社の本社機能を含む複合施設の維持管理業務を開始しました。

子育て支援事業では、東京都認証保育所「京王キッズプラッツよみうりランド」を開設しました。

沿線住民の暮らしに役立つサービスを提供する「京王ほっとネットワーク」では、多摩ニュータウンを中心としたエリアで、生鮮品をはじめとする食料品などの移動販売を開始しました。

このほか、笹塚駅前の「京王重機ビル」について、建替え工事を引き続き進めました。

その他業全体の営業収益は、ビル総合管理業や建築・土木業で、完成工事高の増加などにより536億6千4百万円（前期比8.0%増）、営業利益は17億5千5百万円（前期比71.4%増）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループでは、グループとしての存在価値を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化をはかっております。

<京王グループ理念>

私たち京王グループは、
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、
「信頼のトップブランド」になることを目指します。
そして、幸せな暮らしの実現に向かって
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

この「京王グループ理念」を具現化するため、「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、財務の健全性向上に努め、また法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主共同の利益および沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用してまいります。

当社グループでは、平成22年度を初年度とする「京王グループ中期5カ年経営計画」に基づき、不透明な消費動向や少子高齢化といった社会構造の変化の中でも将来にわたり、発展成長を続ける企業を目指し、各施策に取り組んでまいりました。今後も「京王グループ中期5カ年経営計画」の最終年度における目標達成をグループ一体で目指します。なお、具体的には、以下のような施策を行ってまいります。

(1) 鉄道事業の安全性・収益力の向上

鉄道事業では、社会的使命である「輸送の安全」のための取組みを、引き続きハード・ソフトの両面から進めてまいります。

ハード面においては、京王線多摩川橋梁の耐震補強を完了するとともに、引き続き高架橋柱や盛土区間を対象とした耐震補強を実施します。

ソフト面においては、「安全に関する基本方針」の浸透をはかるとともに、事故防止策の実施状況を継続的に確認し、対策を徹底してまいります。

また、沿線における少子高齢化の影響を受けている鉄道輸送人員の確保は引き続き重要課題であります。これに対応するため、1枚の定期券で都心方面へのアクセスの拠点である「新宿駅」「渋谷駅」のどちらも利用可能な定期券を発売するほか、利便性向上に向けた施策を検討・実施してまいります。加えて、高尾山をはじめとした沿線情報の発信による定期外旅客の誘致をはかることで、輸送人員の確保を目指します。

京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業については、事業主体である東京都とともに用地取得業務や設計業務などを実施します。

(2) 沿線の活性化

「キラリナ京王吉祥寺」の全館開業を行うほか、調布駅での連続立体交差事業完了後の地上利用計画について、設計業務など具体的な開発手続きを進めてまいります。笹塚駅前の「京王重機ビル」については平成27年春の開業に向けて建替え工事を推進します。

当社グループの重要拠点である新宿地区については、将来的な再開発による価値向上を目指し、長期的な拠点整備の検討を進めてまいります。

また、当社沿線の観光資源を活かすべく、高尾山口駅前での日帰り温浴施設の平成27年春の開業に向けた準備や、高尾山口駅のリニューアル工事・駅前広場整備を推進します。そのほか、沿線において増加するシニア層に向けた住宅開発やサービスの具体化などによりさらなる沿線活性化につなげてまいります。

(3) 成長に向けた取組み

ホテル業においては、「京王プレッソイン」の出店を加速していくほか、「京王プラザホテル（新宿）」で客室や料飲施設の改装を実施するなど、引き続き競争力の強化をはかります。既存住宅の再生を行うリノベーション分野では、競合他社との差別化により確固たるブランド価値の確立を進めるとともに、グループをあげた仕入れ体制の強化により、安定的な成長を目指します。

加えて、次期経営計画の策定に向けて、駅施設周辺スペースの有効活用や収益力向上、インバウンド戦略など、グループ横断で諸課題の検討と具体的な解決策を作成することで、グ

ループの成長を目指します。

また、グループ各社においては、引き続きローコスト経営を徹底することに加え、それぞれの事業の将来性をふまえた選択と集中により、成長分野に経営資源を集中できる体制を構築し、利益の拡大をはかります。

今後も「信頼のトップブランド」の確立を目指し、これらの取組みをより一層充実させてまいります。

3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は388億9千1百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事等

| 事業セグメント | | 設備投資の内容 |
|---------|--------------|-------------------|
| 運輸業 | 鉄道事業 | 京王れーるランド建設工事 |
| | バス事業 | 車両新造（路線74両、高速11両） |
| 流通業 | ショッピングセンター事業 | キラリナ京王吉祥寺建設工事 |
| 不動産業 | 不動産賃貸業 | アコルト氷川台建設工事 |

(注) キラリナ京王吉祥寺建設工事は、前期の事業報告において京王吉祥寺駅ビル建替え工事と表記していたものであります。

(2) 継続中の主な工事等

| 事業セグメント | | 設備投資の内容 |
|---------|-------|---|
| 運輸業 | 鉄道事業 | 調布駅付近連続立体交差事業 下北沢駅改良工事 京王線多摩川橋梁耐震補強工事 |
| | バス事業 | 府中営業所建替え工事 |
| 流通業 | 百貨店業 | 京王百貨店新宿店防災設備等更新工事 |
| その他業 | 車両整備業 | 京王重機ビル建替え工事 |

4. 資金調達の状況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、当社グループ外から186億円の新規借入を行っております。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高は前期末に比べて272億9千1百万円減少し、3,287億9千9百万円となりました。

5. 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第 90 期 平成22年度 | 第 91 期 平成23年度 | 第 92 期 平成24年度 | 第93期(当期) 平成25年度 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 営 業 収 益 (百万円) | 391,172 | 390,472 | 396,860 | 407,985 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 24,576 | 26,437 | 24,538 | 30,244 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 9,276 | 12,433 | 14,748 | 16,197 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 15.18 | 20.35 | 24.14 | 26.52 |
| 総 資 産 (百万円) | 746,979 | 791,640 | 793,293 | 787,825 |
| 純 資 産 (百万円) | 251,405 | 260,549 | 278,834 | 292,607 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況 (平成26年3月31日現在)

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|----------|---------|---------------|
| (株) 京 王 百 貨 店 | 1,200百万円 | 100.0% | 百 貨 店 業 |
| (株) 京 王 ス ト ア | 450百万円 | 100.0% | ス ト ア 業 |
| (株) 京 王 プ ラ ザ ホ テ ル | 100百万円 | 100.0% | ホ テ ル 業 |
| 京 王 電 鉄 バ ス (株) | 4,600百万円 | 100.0% | バ ス 事 業 |

連結子会社は上記4社を含め37社、持分法適用会社は8社であります。

7. 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運輸業

| 事業の内容 | 主要な会社名 |
|------------|--|
| 鉄道事業 | 当社 |
| バス事業 | 京王電鉄バスグループ （京王電鉄バス㈱、京王バス東㈱、京王バス中央㈱、京王バス南㈱、 京王バス小金井㈱） 西東京バス㈱ |
| タクシー業 | 京王自動車㈱ |
| 貨物の輸送・引越し業 | 京王運輸㈱ |

(2) 流通業

| 事業の内容 | 主要な会社名 |
|--------------|-------------|
| 百貨店業 | ㈱京王百貨店 |
| ストア業 | ㈱京王ストア |
| 書籍販売業 | 京王書籍販売㈱ |
| 駅売店業 | 京王リテールサービス㈱ |
| ショッピングセンター事業 | 当社 |
| クレジットカード業 | ㈱京王パスポートクラブ |
| 生活雑貨関連用品の販売業 | ㈱京王アートマン |
| パン、菓子の製造・販売業 | 京王食品㈱ |
| 生花販売業 | 京王グリーンサービス㈱ |

(3) 不動産業

| 事業の内容 | 主要な会社名 |
|--------|-------------------------|
| 不動産賃貸業 | 当社、京王不動産㈱、京王地下駐車場㈱、㈱リビタ |
| 不動産販売業 | 当社、京王不動産㈱、㈱リビタ |

(4) レジャー・サービス業

| 事業の内容 | 主要な会社名 |
|-------|---------------------------------------|
| ホテル業 | (株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン |
| 旅行業 | 京王観光(株) |
| 広告代理業 | (株)京王エージェンシー |
| スポーツ業 | 京王レクリエーション(株) |
| 飲食業 | (株)レストラン京王 |

(5) その他業

| 事業の内容 | 主要な会社名 |
|----------|---------------------|
| ビル総合管理業 | (株)京王設備サービス |
| 車両整備業 | 京王重機整備(株)、東京特殊車体(株) |
| 建築・土木業 | 京王建設(株) |
| 情報システム業 | (株)京王ITソリューションズ |
| 経理代行・金融業 | (株)京王アカウンティング |
| 人事業務代行業 | (株)京王ビジネスサポート |
| 社会教育事業 | 京王ユース・プラザ(株) |
| 清掃業 | (株)京王シンシアスタッフ |
| 子育て支援事業 | (株)京王子育てサポート |
| 高齢者住宅事業 | 京王ウェルシィステージ(株) |

8. 主要な事業所等（平成26年3月31日現在）

| 会 社 名 | 主 な 事 業 所 ・ 施 設 等 |
|--|--|
| 当 社 (本社：東京都多摩市) | 【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：704両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル(新宿)、 京王プラザホテル札幌、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、 東京オペラシティ共同ビル、京王品川ビル |
| ㈱京王百貨店 (本社：東京都渋谷区) | 新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店、セレオ八王子店 |
| ㈱京王ストア (本社：東京都多摩市) | 京王ストア：東京都19店舗、神奈川県2店舗 キッチンコート：東京都7店舗 京王ストアエクスプレス：東京都3店舗 |
| ㈱京王プラザホテル (本社：東京都新宿区) | 京王プラザホテル(新宿)、京王プラザホテル八王子、 京王プラザホテル多摩 |
| 京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)) (京王バス東(株)) (京王バス中央(株)) (京王バス南(株)) (京王バス小金井(株)) | 【路線バス】 営業所：東京都9か所 車両数：711両 【高速バス】 営業所：東京都6か所 車両数：116両 |

- (注) 1. 京王線は都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。
2. 京王線の車両数には貨車5両および総合高速検測車1両を含みます。
3. 京王電鉄バスグループ5社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

9. 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

| 事 業 セ グ メ ン ト | 従 業 員 数 |
|---------------|---------|
| 運 輸 業 | 6,525名 |
| 流 通 業 | 1,657名 |
| 不 動 産 業 | 328名 |
| レジャー・サービス業 | 1,928名 |
| そ の 他 業 | 1,988名 |
| 全 社 (共 通) | 269名 |
| 合 計 | 12,695名 |

(注) 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|------------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 112,026百万円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 27,550百万円 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 9,890百万円 |
| 太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社 | 9,660百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 6,771百万円 |

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 1,580,230,000株
2. 発行済株式の総数 642,754,152株（自己株式32,121,023株を含む。）
3. 株主数 36,125名（前期末比774名減）
4. 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|--------|---------|
| | 千株 | % |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 34,078 | 5.6 |
| 太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社 | 29,310 | 4.8 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 21,488 | 3.5 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 18,241 | 3.0 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 17,059 | 2.8 |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 | 15,875 | 2.6 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 10,589 | 1.7 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行退職給付信託口） | 10,000 | 1.6 |
| 富 国 生 命 保 険 相 互 会 社 | 9,590 | 1.6 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY | 8,063 | 1.3 |

（注） 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式を32,121千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------------|--|---|
| かとう 藤 夙 | 代表取締役会長 | 株式会社よみうりランド 社外取締役 |
| なが 永 田 正 | 代表取締役社長 | — |
| たかはし 高 橋 泰 三 | 常務取締役 鉄道事業本部長 | — |
| やまもと 山 本 護 | 常務取締役 総合企画本部長、財務・情報開示担当 | — |
| こまだ 駒 田 一 郎 | 常務取締役 開発事業部門分担 | — |
| まるやま 丸 山 荘 | 常務取締役 総務法務部・広報部・人事部分担、 人事部長、コンプライアンス担当 | — |
| やすき 保 木 久仁彦 | 取 締 役 開発企画部長 | — |
| なかおか 仲 岡 一 紀 | 取 締 役 総合企画本部 経営企画部長 | — |
| たかはし 高 橋 温 | 取 締 役 | 三井住友信託銀行株式会社 相談役 株式会社岩手銀行 社外取締役 |
| かとう 藤 貞 男 | 取 締 役 | 日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外取締役 |
| しむら 志 村 康 洋 | 取 締 役 | 株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長 |
| かのう 狩 野 俊 昭 | 取 締 役 | 京王建設株式会社 代表取締役社長 |
| かわすぎ 川 杉 範 秋 | 取 締 役 | 京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長 |
| こうむら 紅 村 康 | 取 締 役 | 京王観光株式会社 代表取締役社長 |
| まつぎ 松 坂 義 信 | 取 締 役 | 京王不動産株式会社 代表取締役社長 |
| かわせ 川 瀬 明 伸 | 取 締 役 | 株式会社京王ストア 代表取締役社長 |
| いとう 伊 藤 嘉 彦 | 取 締 役 | 株式会社京王百貨店 代表取締役社長 |
| とうみや 東 宮 秀 行 | 取 締 役 | 株式会社京王設備サービス 代表取締役社長 |

| 氏 名 | 地 位 お よ び 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|----------------------|---------------|---|
| くろいわ のりお 黒 岩 法 夫 | 常勤監査役 | — |
| みずの さとし 水 野 諭 | 常勤監査役 | — |
| おおいし かつろう 大 石 勝 郎 | 監 査 役 | 太陽生命保険株式会社 顧問 日本興亜損害保険株式会社 社外監査役 |
| すずき みつはる 鈴 木 光 春 | 監 査 役 | 弁護士 |

(注) 1. 期中の役員の変動は次のとおりであります。

| 氏 名 | 新 | 旧 | 異 動 日 |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|
| 山 本 護 駒 田 一 郎 丸 山 荘 | 常 務 取 締 役 | 取 締 役 | 平成25年6月27日 |
| 紅 村 康 | 取 締 役 | 常 務 取 締 役 | |
| 仲 岡 一 紀 伊 藤 嘉 彦 東 宮 秀 行 | 取 締 役 | 〔就 任〕 | |
| 田 中 茂 生 | 〔退 任〕 | 常 務 取 締 役 | |
| 林 静 男 五 味 保 雄 | 〔退 任〕 | 取 締 役 | |

- 取締役高橋 温、加藤貞男は社外取締役であります。
- 常勤監査役黒岩法夫、監査役大石勝郎、鈴木光春は社外監査役であります。
- 常勤監査役黒岩法夫は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 常勤監査役水野 諭は、当社グループにおいて経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社は、取締役高橋 温、常勤監査役黒岩法夫、監査役鈴木光春を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-------|-------------------|--------------------------|
| 取 締 役 | 21名 | 431百万円 |
| 監 査 役 | 4名 | 74百万円 |
| 合 計 | 25名 (うち社外役員5名) | 506百万円 (うち社外役員分66百万円) |

(注) 1. 上記には、平成25年6月27日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役（5名）に対する使用人分給与として36百万円を支払っております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況（平成26年3月31日現在）

| 氏 名 | 地 位 | 兼職先・兼職内容 | 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係 |
|---------|-----------|------------------------|---|
| 高 橋 温 | 取 締 役 | — | — |
| 加 藤 貞 男 | 取 締 役 | 日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 | 当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。 |
| 黒 岩 法 夫 | 常 勤 監 査 役 | — | — |
| 大 石 勝 郎 | 監 査 役 | — | — |
| 鈴 木 光 春 | 監 査 役 | — | — |

(2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（平成26年3月31日現在）

| 氏名 | 地位 | 兼職先・兼職内容 | 兼職先と当社との関係 |
|-------|-------|---------------------------------|---|
| 高橋 温 | 取締役 | 株式会社岩手銀行 社外取締役 | 当社との間に記載すべき関係はありません。 |
| 加藤 貞男 | 取締役 | あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社 社外取締役 | 当社の株主で当社と保険契約等の取引 関係がありますが、いずれも一般の取 引条件と同様のものであります。 |
| 黒岩 法夫 | 常勤監査役 | — | — |
| 大石 勝郎 | 監査役 | 日本興亜損害保険株式会社 社外監査役 | 当社の株主で当社と保険契約等の取引 関係がありますが、いずれも一般の取 引条件と同様のものであります。 |
| 鈴木 光春 | 監査役 | — | — |

(3) 主な活動状況

| 氏名 | 地位 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|-------|---|
| 高橋 温 | 取締役 | 当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な 経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っ ております。 |
| 加藤 貞男 | 取締役 | 当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営 者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っ ております。 |
| 黒岩 法夫 | 常勤監査役 | 当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回 すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・ 審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 大石 勝郎 | 監査役 | 当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回 すべてに出席し、経営者としての豊富な経験をふまえ、議案・ 審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 鈴木 光春 | 監査役 | 当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回 すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・ 審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

(4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役高橋 温、加藤貞男、社外監査役大石勝郎、鈴木光春の各氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

| | 区 分 | 金 額 |
|-----|----------------------------------|--------|
| (1) | 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 87百万円 |
| (2) | 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 106百万円 |

(注) (1)には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、会計に関する講習についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

V. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

＜当社取締役会における決議内容＞

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
- ③ コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門である監査部は、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関わる情報は、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、取締役は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、リスクの低減と防

止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。

- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役で構成する常務会で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選定した特別取締役にによる決議を行います。
- ② 取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門毎の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。
- ③ 組織および職務分掌については、「職制規則」に定め、各職位の基本的な職能および相互関係を明らかにします。また、業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については、「職務権限規程」および「職位別決裁基準」に定めます。

(5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図ります。また、グループ各社における経営上の重要な案件については、当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、事前協議のうえ、意思決定します。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ コンプライアンス体制については、グループ一体となり整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ グループのリスクについては、リスク管理委員会を開催し、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ 当社の常勤取締役およびグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- ⑥ 当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的に開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図ります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査役会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議等に出席し、意見を述べるができる体制を確保します。さらに、取締役は以下に定める事項を監査役会に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができます。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

- ① 業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門との連携
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

(9) 内部統制委員会

上記(1)から(8)の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

.....

<当期における主な取組み>

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上をはかるため、グループ全従業員を対象とした研修や、不正行為等の防止に関する講演会などを実施したほか、内部通報制度「京王ヘルプライン」の周知を継続しました。

反社会的勢力への対応については、グループ全社における契約書等への暴力団排除条項の導入状況を確認するとともに、締結の徹底をはかりました。

(2) リスクマネジメント

グループ全社のリスクマネジメントについて、以下のリスク対策を実施しました。

リスク対策重点項目のうち、「自然災害対策」として、当社では、京王線多摩川橋梁の耐震補強などを実施したほか、落雷等への対策に取り組みました。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行にともない、事業継続基本計画などの改定を行いました。

さらに、「情報セキュリティ対策」として、グループ全社を対象にソーシャルメディアの適切な利用に関する研修などを開催しました。

このほか、「労働環境に関する諸問題の改善」や「食品に関する不適切表示」などについて、関係するグループ会社向けにセミナーを開催しました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施しました。

また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行うことにより適正性を確保しました。

(4) 内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施しました。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の

大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えまます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中にかかげる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、長期的視点に立った投資と効率化の推進によるコストダウンにより、財務体質の優位性を堅持するとともに、内部留保の拡充に対応して、自己資本のさらなる有効活用に取り組まます。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、「京王グループ理念」に基づき、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、企業価値向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性向上に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と内部監査・内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループガバナンス体制の充実をはかっております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第92期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止することを目的としております。

本プランは、ア. 当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、またはイ. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役、社外監査役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できる。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

以上の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として1株が交付されます。

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会におい

て本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ア. 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- イ. 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ウ. 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることが必要とされていること
- エ. 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- オ. 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- カ. 当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- キ. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|---------|--------------|----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 139,586 | 流動負債 | 198,037 |
| 現金及び預金 | 38,993 | 支払手形及び買掛金 | 18,274 |
| 受取手形及び売掛金 | 36,406 | 短期借入金 | 65,596 |
| 有価証券 | 32,505 | 1年内償還予定の社債 | 20,000 |
| 商品及び製品 | 12,629 | 未払法人税等 | 8,008 |
| 仕掛品 | 8,733 | 前受金 | 18,878 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,675 | 賞与引当金 | 2,221 |
| 繰延税金資産 | 3,552 | その他の引当金 | 2,056 |
| その他 | 5,192 | その他 | 63,001 |
| 貸倒引当金 | △ 100 | 固定負債 | 297,180 |
| 固定資産 | 648,238 | 社債 | 109,607 |
| 有形固定資産 | 561,458 | 長期借入金 | 133,595 |
| 建物及び構築物 | 315,526 | 繰延税金負債 | 907 |
| 機械装置及び運搬具 | 34,067 | 退職給付に係る負債 | 18,997 |
| 土地 | 178,661 | その他 | 34,073 |
| 建設仮勘定 | 25,236 | 負債合計 | 495,218 |
| その他 | 7,965 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 10,245 | 株主資本 | 278,953 |
| 投資その他の資産 | 76,535 | 資本金 | 59,023 |
| 投資有価証券 | 56,548 | 資本剰余金 | 42,008 |
| 退職給付に係る資産 | 6,679 | 利益剰余金 | 197,348 |
| 繰延税金資産 | 5,970 | 自己株式 | △ 19,427 |
| その他 | 7,620 | その他の包括利益累計額 | 13,457 |
| 貸倒引当金 | △ 284 | その他有価証券評価差額金 | 10,947 |
| 資産合計 | 787,825 | 為替換算調整勘定 | 7 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 2,502 |
| | | 少数株主持分 | 196 |
| | | 純資産合計 | 292,607 |
| | | 負債純資産合計 | 787,825 |

連 結 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|----------------|---------|---------|
| 営 業 収 益 | | 407,985 |
| 営 業 費 | | |
| 運輸業等営業費及び売上原価 | 328,481 | |
| 販売費及び一般管理費 | 46,430 | 374,911 |
| 営 業 利 益 | | 33,073 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 66 | |
| 受 取 配 当 金 | 1,044 | |
| 匿名組合投資利益 | 353 | |
| 持分法による投資利益 | 107 | |
| 雑 収 入 | 898 | 2,470 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 4,942 | |
| 雑 支 出 | 357 | 5,300 |
| 経 常 利 益 | | 30,244 |
| 特 別 利 益 | | |
| 工事負担金等受入額 | 6,509 | |
| 投資有価証券売却益 | 1,166 | |
| 固定資産売却益 | 306 | |
| その他の | 152 | 8,135 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固定資産圧縮損 | 6,530 | |
| 減 損 損 失 | 4,079 | |
| 固定資産除却損 | 954 | |
| 退 店 補 償 金 | 254 | |
| その他の | 251 | 12,069 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 26,310 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 10,742 |
| 法人税等調整額 | | △ 670 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 16,237 |
| 少数株主利益 | | 40 |
| 当 期 純 利 益 | | 16,197 |

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 59,023 | 42,008 | 186,342 | △ 19,279 | 268,095 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △ 5,191 | | △ 5,191 |
| 当 期 純 利 益 | | | 16,197 | | 16,197 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △ 150 | △ 150 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 0 | | 1 | 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | 0 | 11,005 | △ 148 | 10,857 |
| 当 期 末 残 高 | 59,023 | 42,008 | 197,348 | △ 19,427 | 278,953 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|----------|------------------|-------------------|-------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 10,580 | 1 | — | 10,581 | 156 | 278,834 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △ 5,191 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 16,197 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △ 150 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 367 | 5 | 2,502 | 2,875 | 40 | 2,916 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 367 | 5 | 2,502 | 2,875 | 40 | 13,773 |
| 当 期 末 残 高 | 10,947 | 7 | 2,502 | 13,457 | 196 | 292,607 |

貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|---------|--------------|----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 46,460 | 流動負債 | 190,222 |
| 現金及び預金 | 26,943 | 短期借入金 | 113,693 |
| 未収運賃 | 7,160 | 1年内償還予定の社債 | 20,000 |
| 未収金 | 4,787 | 未払金 | 24,785 |
| 販売土地及び建物 | 2,818 | 未払費用 | 1,453 |
| 貯蔵品 | 905 | 未払消費税等 | 491 |
| 前払費用 | 210 | 未払法人税等 | 5,144 |
| 繰延税金資産 | 1,392 | 預り連絡運賃 | 2,239 |
| その他の流動資産 | 2,247 | 預り金 | 6,369 |
| 貸倒引当金 | △ 4 | 前受運賃 | 5,373 |
| 固定資産 | 617,167 | 前受金 | 9,482 |
| 鉄道事業固定資産 | 308,445 | 前受収益 | 704 |
| 付帯事業固定資産 | 194,913 | 賞与引当金 | 239 |
| 各事業固定資産 | 4,890 | その他の流動負債 | 245 |
| 建設仮勘定 | 21,592 | 固定負債 | 269,943 |
| 投資その他の資産 | 87,326 | 社債 | 109,607 |
| 関係会社株式 | 27,646 | 長期借入金 | 132,425 |
| 投資有価証券 | 52,348 | 退職給付引当金 | 7,085 |
| 長期貸付金 | 28 | 資産除去債務 | 1,351 |
| 長期前払費用 | 25 | その他の固定負債 | 19,473 |
| 前払年金費用 | 2,925 | 負債合計 | 460,166 |
| 繰延税金資産 | 399 | (純資産の部) | |
| その他の投資等 | 4,022 | 株主資本 | 192,983 |
| 貸倒引当金 | △ 70 | 資本金 | 59,023 |
| 資産合計 | 663,627 | 資本剰余金 | 42,006 |
| | | 資本準備金 | 32,019 |
| | | その他資本剰余金 | 9,987 |
| | | 利益剰余金 | 111,380 |
| | | 利益準備金 | 7,876 |
| | | その他利益剰余金 | 103,503 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 453 |
| | | 別途積立金 | 75,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 28,049 |
| | | 自己株式 | △ 19,427 |
| | | 評価・換算差額等 | 10,478 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 10,478 |
| | | 純資産合計 | 203,461 |
| | | 負債純資産合計 | 663,627 |

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------|--------|--------|
| 鉄 道 事 業 | | |
| 営 業 収 益 | 81,748 | |
| 営 業 費 | 72,001 | |
| 営 業 利 益 | | 9,746 |
| 付 帯 事 業 | | |
| 営 業 収 益 | 37,765 | |
| 営 業 費 | 24,946 | |
| 営 業 利 益 | | 12,819 |
| 全 事 業 営 業 利 益 | | 22,565 |
| 全 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 1,039 | |
| 匿 名 組 合 投 資 利 益 | 353 | |
| 雑 収 入 | 233 | |
| 営 業 外 費 用 | | 1,626 |
| 支 払 利 息 出 | 5,211 | |
| 雑 支 出 | 133 | |
| 経 常 利 益 | | 18,847 |
| 特 別 利 益 | | |
| 工 事 負 担 金 等 受 入 額 | 6,373 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 1,165 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 136 | |
| そ の 他 | 786 | |
| 特 別 損 失 | | 8,461 |
| 固 定 資 産 圧 縮 損 | 6,373 | |
| 減 損 損 失 | 3,821 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 820 | |
| 退 店 補 償 金 | 373 | |
| 特 別 損 失 | | 11,389 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 15,919 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 6,801 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △ 869 |
| 当 期 純 利 益 | | 9,987 |

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|-----------------|---------|---------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 59,023 | 32,019 | 9,987 | 42,006 | 7,876 | 386 | 71,500 | 26,821 | 106,584 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △ 5,191 | △ 5,191 |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | | | | | | 67 | | △ 67 | — |
| 別途積立金の積立 | | | | | | | 3,500 | △ 3,500 | — |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 9,987 | 9,987 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 0 | 0 | — | 67 | 3,500 | 1,228 | 4,795 |
| 当 期 末 残 高 | 59,023 | 32,019 | 9,987 | 42,006 | 7,876 | 453 | 75,000 | 28,049 | 111,380 |

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------|---------|------------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | |
| 当 期 首 残 高 | △ 19,279 | 188,335 | 10,197 | 198,532 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | △ 5,191 | | △ 5,191 |
| 固定資産圧縮積立金の積立 | | — | | — |
| 別途積立金の積立 | | — | | — |
| 当 期 純 利 益 | | 9,987 | | 9,987 |
| 自己株式の取得 | △ 150 | △ 150 | | △ 150 |
| 自己株式の処分 | 1 | 1 | | 1 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | 281 | 281 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △ 148 | 4,647 | 281 | 4,928 |
| 当 期 末 残 高 | △ 19,427 | 192,983 | 10,478 | 203,461 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月14日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 谷 修 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 興 直 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当

監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年 5月14日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池谷 修一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 與直 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人（会社法上の会計監査人）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、本監査報告書の作成時点において、指摘すべき事項は認められません。

- 四 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月15日

京王電鉄株式会社 監査役会

| | | |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 黒 岩 法 夫 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 水 野 諭 | ㊟ |
| 監 査 役（社外監査役） | 大 石 勝 郎 | ㊟ |
| 監 査 役（社外監査役） | 鈴 木 光 春 | ㊟ |

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等を勘案し、株主の皆様への利益還元をはかっていくことを基本方針としており、連結配当性向30%以上を目標とする株主還元策を導入しております。

この方針に基づき、当期の期末配当金は1株あたり4円（中間配当金3円50銭とあわせて年間7円50銭）とし、年間普通配当分としては前期より50銭の増配といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額
当社普通株式1株につき金4円
総額2,442,532,516円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月30日

第2号議案 取締役18名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期が満了いたしますので、取締役18名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の 株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|--|-----------------|
| 1 | かとう かん 加藤 夙 (昭和14年7月18日生) | 昭和37年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成10年6月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長 平成14年6月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成20年6月 (株)よみうりランド社外取締役 現在に至る 平成21年6月 当社代表取締役会長 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)よみうりランド社外取締役 | 164,000株 |
| 2 | ながた ただし 永田 正 (昭和27年1月23日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る | 118,000株 |
| 3 | たかはし たいぞう 高橋 泰三 (昭和30年3月15日生) | 昭和48年3月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常務取締役(鉄道事業本部長) 現在に至る | 33,000株 |
| 4 | やまもと まもる 山本 護 (昭和32年2月7日生) | 昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役(総合企画本部長、財務・情報開示担当) 現在に至る | 42,000株 |
| 5 | こまだ いちろう 駒田 一郎 (昭和31年12月3日生) | 昭和55年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役(開発事業部門分担) 現在に至る | 30,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|---|-------------|
| 6 | まるやま そう 丸 山 荘 (昭和31年10月5日生) | 昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 京王重機整備(株)常務取締役 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役(総務法務部・広報部・人事部分担、人事部長、コンプライアンス担当) 現在に至る | 39,000株 |
| 7 | やすき くにひこ 保 木 久仁彦 (昭和35年2月6日生) | 昭和57年4月 当社入社 平成17年6月 当社総合企画本部 グループ事業部長 平成20年6月 京王リテールサービス(株)代表取締役社長 平成22年6月 (株)京王プラザホテル札幌代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役 平成25年6月 当社取締役開発企画部長 現在に至る | 8,000株 |
| 8 | なかおか かずのり 仲 岡 一 紀 (昭和35年2月5日生) | 昭和58年4月 当社入社 平成18年6月 当社S C 営業部長 平成25年6月 当社取締役総合企画本部 経営企画部長 現在に至る | 10,000株 |
| 9 | たかはし あつし 高 橋 温 (昭和16年7月23日生) | 平成10年3月 住友信託銀行(株)[現三井住友信託銀行(株)]代表取締役社長 平成17年6月 住友信託銀行(株)[現三井住友信託銀行(株)]代表取締役会長 平成23年4月 住友信託銀行(株)[現三井住友信託銀行(株)]相談役 平成23年6月 (株)岩手銀行社外取締役 現在に至る 平成23年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成24年4月 三井住友信託銀行(株)相談役 現在に至る 重要な兼職の状況 三井住友信託銀行(株)相談役 (株)岩手銀行社外取締役 | 3,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社 の株式の数 |
|-----------|--------------------------------------|---|-----------------|
| 10 | かとう さだお 加藤 貞男 (昭和23年12月20日生) | <p>平成21年7月 日本生命保険(株)代表取締役専務執行役員 平成22年3月 日本生命保険(株)代表取締役副社長執行役員 平成22年4月 ニッセイ同和損害保険(株)[現あいおいニッセイ同和損害 保険(株)]社外取締役</p> <p>平成22年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役 現在に至る</p> <p>平成23年4月 日本生命保険(株)代表取締役副会長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 日本生命保険(株)代表取締役副会長 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役</p> | 7,000株 |
| 11 | しむら やすひろ 志村 康洋 (昭和24年9月29日生) | <p>昭和47年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年6月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 (株)京王プラザホテル代表取締役社長</p> | 42,000株 |
| 12 | かのう としあき 狩野 俊昭 (昭和26年10月24日生) | <p>昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成22年6月 当社常務取締役 平成24年6月 京王建設(株)代表取締役社長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 京王建設(株)代表取締役社長</p> | 44,000株 |
| 13 | かわすぎ のりあき 川 杉 範 秋 (昭和27年9月8日生) | <p>昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成22年6月 当社常務取締役 平成24年6月 京王電鉄バス(株)代表取締役社長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 京王電鉄バス(株)代表取締役社長</p> | 47,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---|-------------|
| 14 | こうむら やすし 紅村 康 (昭和33年3月21日生) | 昭和55年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役 現在に至る 平成24年6月 当社常務取締役 平成25年6月 京王観光㈱代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 京王観光㈱代表取締役社長 | 49,000株 |
| 15 | まつざか よしのぶ 松坂 義信 (昭和30年6月29日生) | 昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 西東京バス㈱常務取締役 平成24年6月 京王不動産㈱代表取締役社長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 京王不動産㈱代表取締役社長 | 41,110株 |
| 16 | かわせ あきのぶ 川瀬 明伸 (昭和32年10月20日生) | 昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 ㈱京王アートマン常務取締役 平成24年6月 ㈱京王ストア代表取締役社長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 ㈱京王ストア代表取締役社長 | 13,000株 |
| 17 | いとう よしひこ 伊藤 嘉彦 (昭和26年12月24日生) | 昭和50年4月 ㈱京王百貨店入社 平成17年6月 ㈱京王百貨店取締役 平成25年6月 ㈱京王百貨店代表取締役社長 現在に至る 平成25年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 ㈱京王百貨店代表取締役社長 | 3,000株 |
| 18 | とうみや ひでゆき 東宮 秀行 (昭和29年7月19日生) | 昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 当社車両電気部長 平成23年6月 ㈱京王設備サービス代表取締役社長 現在に至る 平成25年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 ㈱京王設備サービス代表取締役社長 | 18,000株 |

- (注) 1. 高橋 温氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は平成23年3月まで住友信託銀行株式会社[現三井住友信託銀行株式会社]の取締役でした。なお、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
 - (2) 同氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。
 - (3) 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。
 - (4) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - (5) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
2. 加藤貞男氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏は日本生命保険相互会社の代表取締役副会長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
 - (2) 同氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを活かして客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。
 - (3) 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
 - (4) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - (5) 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役黒岩法夫、鈴木光春の両氏は任期が満了し、また、監査役大石勝郎氏は辞任いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監 査 役 候 補 者

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|--|-------------|
| 1 | くろいわ のりお 黒岩法夫 (昭和27年9月26日生) | 平成15年6月 ㈱東京三菱銀行[現㈱三菱東京UFJ銀行]執行役員 平成16年4月 ㈱三菱東京フィナンシャル・グループ[現㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ]執行役員 平成17年10月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行執行役員 平成18年6月 当社社外監査役(常勤) 現在に至る | 20,000株 |
| 2 | ※ きたむら けいこ 北村敬子 (昭和20年11月21日生) | 昭和49年4月 中央大学商学部助教授 昭和56年4月 中央大学商学部教授 現在に至る 平成9年11月 中央大学商学部長 平成16年4月 中央大学副学長 平成18年6月 ヤマトホールディングス㈱社外監査役 重要な兼職の状況 中央大学商学部教授 | 0株 |
| 3 | ※ かねこ まさし 金子正志 (昭和29年6月14日生) | 昭和61年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 現在に至る 平成18年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長 平成20年4月 東京弁護士会副会長 重要な兼職の状況 弁護士 | 0株 |

(注) 1. 黒岩法夫氏は、社外監査役候補者であります。

- (1) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は当社社外監査役(常勤)就任にともない、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループおよび㈱三菱東京UFJ銀行の執行役員を退任しております。
- (2) 同氏は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、金融機関の執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、中立公平な立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果

たしていただいていることから、引き続き社外監査役候補者としております。

- (3) 同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年になります。
 - (4) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
2. 北村敬子氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - (2) 同氏は会計学を専門とした大学教授として財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、中立公平な立場から当社の経営に対し、適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外監査役候補者としております。
 - (3) 同氏の選任が承認された場合は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - (4) 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 金子正志氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - (2) 同氏は法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、法令遵守の立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外監査役候補者としております。
 - (3) 同氏の選任が承認された場合は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 - (4) 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. ※印は新任監査役候補者であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

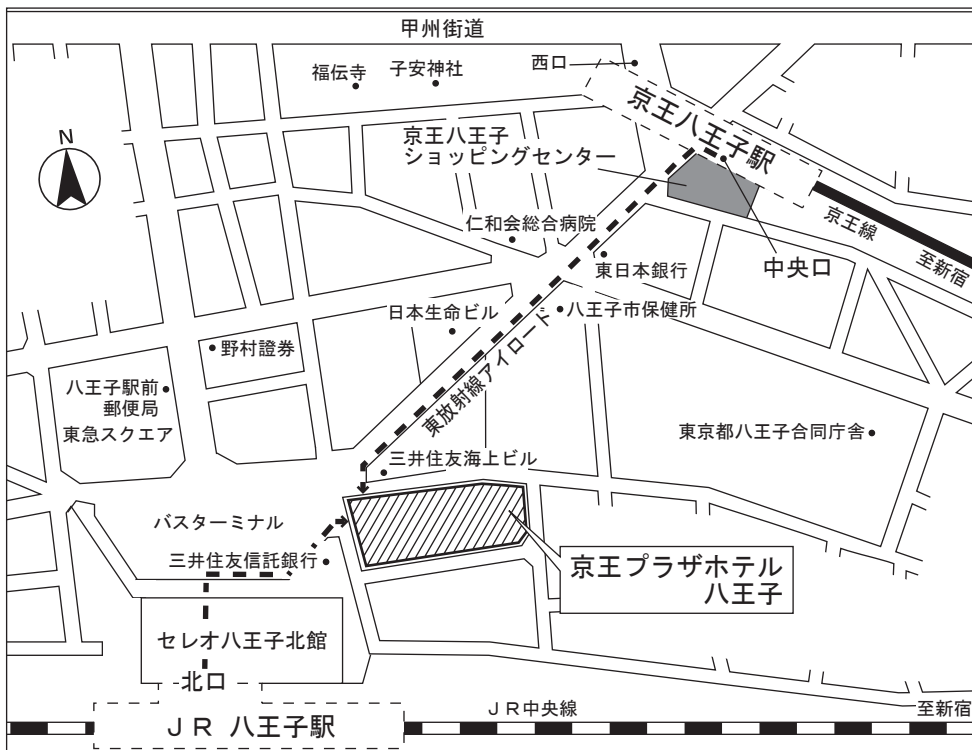
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」

東京都八王子市旭町14番1号



最寄駅

- ・ JR八王子駅 北口から徒歩約3分
- ・ 京王八王子駅 中央口から徒歩約6分

- (お願い) ・株主総会専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。
・株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

